

神吉町内会墓地使用管理規定

(設置)

第1条 加古川市東神吉町神吉 1819 番地に、神吉町内会共同墓地を置く（以下墓地という）

(管理運営)

第2条 墓地の管理運営は、神吉町内会共同墓地管理委員会（以下委員会という）がこれに当たる。

(使用管理者)

第3条 墓地の使用権利者は、別表神吉町内会共同墓地区画面積並びに使用希望者優先順位により、委員会の許可を受けた者とする。（以下使用者という）

(使用許可)

第4条 墓地の使用許可を受けようとする者は、様式（1）の墓地使用許可申込書により、委員長の使用許可を受けなければならない。一戸に付き一区画を原則とする。
墓地使用申込者は神吉町内会住民または神吉町内会出身者に限る。

(使用料及び誓約書)

第5条 前条による使用許可を受けた者は、別表の一区画ごとの単価基準表に記載の使用料を納入すると共に、様式（2）の誓約書を委員会に提出しなければならない。
永代使用料としては、1㎡当たり 100,000 円とする。

(墓地の維持管理)

第6条 使用者は、墓地の維持管理に必要な経費として、委員会の指示に従い必要額を納入しなければならない。
管理料は墓地使用料と同時に永代管理料として 100,000 円納入する。

(届出の義務)

第7条 次の各号に該当するときは、使用者は其の旨を委員会に届け出るものとする。

- (1) 使用者が住所を変更したとき。
- (2) 墓地の使用権を継承しようとするとき。
- (3) 使用墓地内で工事をしようとするとき、及び其の工事の終わったとき。
- (4) 墓地の使用権の継承・譲渡は三親等内に限る。

(行為の禁止)

第8条 使用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 委員会は許可なく使用の権利、名義を他人に譲渡し、又は転貸しすること。
- (2) 墓地の石碑、形像類建設植樹等の目的外に使用すること。
- (3) 墓地の尊厳をお供え等で汚し、損傷行為をすること。

(使用許可の取り消し)

第9条 次の各号に該当するときは、委員会は使用の許可を取り消す事が出来る。

- (1) 使用权を譲渡する目的を以て、使用許可を得たと認めるとき。
- (2) 墓石の維持管理をしないで放任のまま5年を経過したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、使用料又は維持管理費の徴収を免れたとき。
- (4) 神吉町内会共同墓地使用管理規定に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
- (5) 第8条の禁止行為を行ったとき。

墓地の使用許可を取り消された使用者は、直ちに使用墓地を自己の費用をもって原状に回復し、委員会に返還しなければならない。使用料及び維持管理費等、既に納入済みの金額は、原則として返還しない。

(使用权の消滅)

第10条 次の各号に該当するときは、使用权は消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、管理を主宰する人がないとき。
- (2) 使用者が死亡してから5年を経過しても、管理を主宰する人等から使用継承の届け出のないとき。
- (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

(損害賠償)

第11条 第8条3号の行為をした者は、委員会の指示する損害額を賠償しなければならない。

(施設建墓等の許可)

第12条

- (1) 墓碑の建立については、委員会に業者名を届け出ること。
- (2) 使用者が、石碑、形像類の建設をする時は、委員会に許可を受けなければならない。
- (3) 墓碑の向き方向は皆一定方向と定める。
- (4) 高さ2m以上の木を植えないこと。

(美観の保持)

第13条 使用者は供養の供花類を適宜取り除き、その都度焼却する等の措置をして、墓地美観の保持に努めなければならない。

(共同設備の使用)

第14条 給水等の共同設備については、不敬、不潔に亘らぬよう清掃に留意すると共に、漏水に注意し目的外の打水農業用水等への水等への取水を厳禁する。

第15条 旧墓地の使用についてもこの規定を準用する。
但し、第5条 第6条 第12条(3)は除く。

(補則)

第16条 この規則に定めなき事項、又は規則に対し疑義を生じたときは、委員の3分の2以上の同意を得て委員会が決定する。

平成23年4月1日より施行する。